

(公表様式)

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所東京支所千葉出張所
部署の業務内容	千葉港及び木更津港に輸入される植物類等の輸入検疫業務（成田空港を除く。以下同じ）及び千葉県内での輸入球根等の隔離栽培地検査、輸出栽培地や集荷地検査などの輸出検疫業務。

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「さわやか行政サービス推進月間」及び「出張所業務目標」により、植物検疫に対する国民の理解と協力を得るため、輸出入業者等からの照会、要望、苦情等に国民・消費者の視点に立って迅速、的確かつ丁寧に情報提供に努めている。また、来訪者への挨拶の励行について全職員に説明を行い、実行している。なお、会議等では評価の機会を含め十分な質疑時間を確保している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	出張所長が苦情や要請を聞き、国民・消費者の視点に立って速やかに適切に対応している。また、内容は記録し、案件によっては上部機関である東京支所へ報告し又は指示を仰ぐなど、適切に対応することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	「植物防疫所ホームページ」により、政策目的や意見、質問、情報やパブリックコメントの募集等を適切に行い、結果等について適切に説明、施策に適切に反映されている。法令改正等については当出張所においても諸々の会議等を通じて適切に説明しており、また反映のため意見交換の機会を設けて業務の見直し等を含めた取り組みを実施している。なお、当出張所においても諸々の会議等を通じて国民・消費者の視点に立って適切に説明しており、また反映のため意見交換や評価の機会を設けて業務の見直し等を含めた取り組みを実施している。更には、県や市町村など関係者へ出向いて広報を実施しており、啓蒙にも努めているところである。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	

食の安全業務についての点検	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	倫理規程や国民・消費者の視点に立ち、常日頃から業務の見直し等を含めて、日々業務を行っている。 なお、輸入検査における検査場所への移動については、国民や消費者に誤解を招くことのないように植物防疫官が自ら確保した移動手段の利用を徹底しているところである。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	食の安全業務について、植物検疫においては不合格品の消毒（くん蒸）に関する業務（関係法令を遵守した適正なくん蒸の指導）が安全業務に該当すると考える。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	防疫法の目的は、植物の病虫害の侵入・まん延を防止し、農業生産の安全及び助長を図ることであり、ひいてはこのことをもって国民の健康を守ることが出来ることと認識している。したがって、BSE発生に関連しての特段の業務の見直しは行っていない。 なお、検査の結果不合格となった場合に検疫で使用されるくん蒸剤は農薬取締法に基づく登録を得たものであり、また同法に従い適正に使用されていることを確認指導している。 また、くん蒸された植物類は食品衛生法（厚生労働省所管）に基づき農薬の残留が規制され安全性がチェックされ担保しているところである。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			